

西郷村告示第48号

平成25年第2回西郷村議会定例会を、下記のとおり招集する。

平成25年6月5日

西郷村長 佐藤正博

記

1. 期 日 平成25年6月12日
2. 場 所 西郷村議会議事堂

応 招 不 応 招 議 員

・ 応招議員（17名）

1 番 鈴木勝久君	2 番 真船正晃君	3 番 南館かつえ君
4 番 藤田節夫君	5 番 金田裕二君	6 番 仁平喜代治君
7 番 秋山和男君	8 番 欠 員	9 番 小林重夫君
10 番 白岩征治君	11 番 矢吹利夫君	12 番 上田秀人君
13 番 高木信嘉君	14 番 後藤 功君	15 番 佐藤富男君
16 番 室井清男君	17 番 大石雪雄君	18 番 鈴木宏始君

・ 不応招議員（なし）

平成25年第2回西郷村議会定例会

議事日程（1号）

平成25年6月12日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第52号 復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度（繰越明許費）東高山地区がけ地法面復旧工事請負変更契約について
- 日程第 4 議案第53号 復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度（繰越明許費）勝負沢地区グラウンドアンカー工事請負変更契約について
- 日程第 5 議案第54号 復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度（繰越明許費）東高山地区地盤改良工事請負変更契約について
- 日程第 6 議案第55号 復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度（繰越明許費）甲子ガーデン1地区地盤改良工事請負変更契約について
- 日程第 7 議案第56号 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業（地がけ特例）平成23年度（繰越明許費）東高山地内切土法面復旧工事請負変更契約について
- 日程第 8 議案第57号 白河地方広域市町村圏整備組合理約の変更について
- 日程第 9 議案第58号 平成25年度西郷村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第59号 平成25年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第60号 平成25年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第61号 平成25年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第62号 平成25年度西郷村水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第63号 平成25年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 報告第 1号 平成24年度西郷村繰越明許費に係る繰越計算報告について
- 日程第16 報告第 2号 平成24年度西郷村事故繰越しに係る繰越計算報告について
- 日程第17 報告第 3号 平成24年度西郷村公営企業会計予算の繰越額使用計画の報告について
- 日程第18 報告第 4号 白河地方土地開発公社経営状況報告について
- 日程第19 発委第 1号 西郷村子ども診療所等誘致条例

・出席議員（17名）

1番 鈴木勝久君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	金田勝義君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	保坂文夫君	放射能対策 課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	学校教育課長	高橋廣志君
生涯学習課長	相川博君	農業委員会 事務局長	近藤伸男君
代表監査委員	鈴木光明君		

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	池田早苗		

◎開会と開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第2回西郷村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木宏始君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

去る6月6日に開催されました福島県町村議会議長会定期総会において、11番矢吹利夫君が自治功労表彰を受けられましたのでご報告申し上げますとともに、ここで表彰伝達を行います。

矢吹利夫君、前へお進みください。

（表彰状伝達）

○議長（鈴木宏始君） 受賞されました矢吹利夫君、まことにおめでとうございます。

次に、先月までの議長行動表、監査結果報告書、入札結果報告書、西郷村温泉健康センター指定管理業務報告書、平成25年第1回西郷村議会定例会会議録、平成25年第1回西郷村議会臨時会会議録をそれぞれお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、一般質問の通告であります。本日正午締め切りですので、ご留意願います。

次に、これまでに受理しました陳情2件につきましては、会議規則第92条の規定により所管の常任委員会に付託いたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、説明のため執行機関に対しあらかじめ出席を求めておきました。本日の会議には、村長、副村長、教育長及び各担当課長が出席をしております。

次に、執行部より、4月1日付の人事異動に伴う職員紹介の申し出がありましたので、これを許します。

総務課長。

（総務課長、職員紹介）

○議長（鈴木宏始君） それでは、本日の日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木宏始君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員に4番藤田節夫君、5番金田裕二君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（鈴木宏始君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、6月10日開催いたしました議会運営委員会において、お手元に配付しました日程のとおり答申がありました。

おはかりいたします。

本定例会は、本日より6月21日までの10日間にしたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より6月21日までの10日間と決定しました。

◎議案の上程(議案第52号～報告第4号)

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第3、議案第52号より日程第18、報告第4号までの議案12件、報告4件を一括上程いたします。

◎提案理由の説明

○議長(鈴木宏始君) 提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長(佐藤正博君) 平成25年第2回西郷村議会定例会に提案いたしました議案の大意につきまして、ご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、議案第52号「復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度(繰越明許費)東高山地区がけ地法面復旧工事請負変更契約について」ほか、工事請負変更契約の議案が4件、白河地方広域市町村圏整備組合規約変更の議案が1件、平成25年度補正予算が6件の計12議案と報告4件であります。

まず、議案第52号「復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度(繰越明許費)東高山地区がけ地法面復旧工事請負変更契約について」、議案第53号「復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度(繰越明許費)勝負沢地区グラウンドアンカー工事請負変更契約について」、議案第54号「復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度(繰越明許費)東高山地区地盤改良工事請負変更契約について」、議案第55号「復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度(繰越明許費)甲子ガーデン1地区地盤改良工事請負変更契約について」であります。工事に係る「平成25年度公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置のため、工事請負契約の一部変更について、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議案第56号「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業(地がけ特例)平成23年度(繰越明許費)東高山地内切土法面復旧工事請負変更契約について」であります。工事に係る内容変更に伴い金額に変更が生じたため、工事請負契約の一部変更について議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第57号「白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更について」であります。障害者自立支援法の改正に伴う白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更について、地方自治法の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第58号「平成25年度西郷村一般会計補正予算(第1号)」についてであります。平成25年度西郷村一般会計補正予算(第1号)は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ1億3,437万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を201億437万5,000円とするものであります。

はじめに、歳入予算についてであります。国庫支出金につきましては、国庫負担

金として障がい者医療費国庫負担金を222万4,000円増額いたします。

県支出金につきましては、県負担金として自立支援給付事業負担金を111万2,000円増額いたします。県補助金につきましては、民生費補助金として、屋内遊び場運営費補助のための安心子ども基金特例対策事業補助金を2,111万6,000円、商工費県補助金として、農産物検査機器用窒素自動発生器購入のため、福島県消費者行政活性化交付金331万9,000円を増額補正いたします。

農林水産業費県補助金につきましては、農産物風評被害対策サポート事業として、ふくしまの恵み販売力強化事業補助金を300万円、農地への放射性物質吸収抑制剤配布事業として、福島県営農再開支援事業補助金117万8,000円を計上いたしました。これらを主な内容として、総額2,967万7,000円の増額となりました。

次に、繰入金につきましては、財政調整積立基金から7,505万6,000円の増額補正といたします。

次に、村債であります。国の被災地支援事業により、過去に借り入れた高利債について、補償金免除の繰上償還が可能となり、低利債借り換えのため特定被災地方公共団体借換債として2,260万円を計上いたします。

次に、歳出であります。総務費では総額8,432万3,000円を計上いたしました。主なものといたしましては、庁舎周辺用地取得費として6,199万円、村の農産物検査室で使用するゲルマニウム半導体検査機器用の窒素自動発生器購入費として332万円、福島県営農再開支援事業として117万8,000円を計上いたします。

次に、民生費では、総額1,246万9,000円を補正いたします。主なものとして、更正医療費等の扶助費として444万8,000円、屋内遊び場エアコン設置等工事費として830万4,000円を計上いたします。

次に、衛生費では、総額2,221万6,000円を補正いたします。主なものとして、塵芥処理に伴う白河地方広域市町村圏負担金を1,283万円増額するものであります。

次に、農林水産業費では、総額97万6,000円を補正いたします。主なものとして、小規模道水路整備事業として50万円、新規就農者支援事業として120万円、ふくしまの恵み販売力強化事業として300万円をそれぞれ増額いたします。

次に、商工費、土木費、消防費、教育費では、人事異動に伴う給与等の予算組み替えにより、それぞれの増減補正を行っております。

次に、公債費では、2,284万1,000円を補正いたします。これは、国の被災地支援として実施されます、過去の高利債に対する補償金免除繰上償還金のためのものでございます。

次に、債務負担行為の補正についてであります。補正理由といたしましては、住宅除染の事業促進を図るため、今後発注を予定しているものについて、大規模及び複数年にまたがる契約を可能とし、除染のスピードアップを図ることを目的とし、第2表のとおり債務負担行為を追加いたします。

次に、一時借入金の最高額の補正についてであります。補正理由といたしましては、除染事業等の支払いについて資金需要が通常より大きく、資金運用に支障を来すおそれがあるため、借り入れ最高額を20億円増額し、40億円とするものであります。

次に、議案第59号から議案第63号までの各特別会計補正予算につきましては、それぞれの事業目的を達成すべく所要の補正を行うものでございます。

次に、報告第1号「平成24年度西郷村繰越明許費に係る繰越計算報告について」であります。地方自治法施行令の規定により、平成24年度西郷村一般会計の事業費を平成25年度へ繰り越したもので報告するものであります。

次に、報告第2号「平成24年度西郷村事故繰越しに係る繰越計算報告について」であります。地方自治法施行令の規定により、平成24年度西郷村一般会計の事業費を平成25年度へ繰り越したもので報告するものであります。

次に、報告第3号「平成24年度西郷村公営企業会計予算の繰越額使用計画の報告について」であります。地方公営企業法の規定により、平成24年度西郷村水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画を報告するものであります。

次に、報告第4号「白河地方土地開発公社経営状況報告について」であります。白河地方土地開発公社の経営状況について、白河地方土地開発公社理事長から報告があったため、地方自治法の規定に基づき報告するものであります。

以上、本日提案いたしました議案の大要につきましてご説明いたしました。細部につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 提案理由の説明が終わりました。

◎議案内容の細部説明

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第52号から議案第56号に対する細部説明を求めます。建設課長。

（建設課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第57号に対する細部説明を求めます。総務課長。

（総務課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） ここで、議案に関する資料を配付いたします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午前10時33分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時34分）

○議長（鈴木宏始君） 議案第58号に対する細部説明を求めます。企画財政課長。

（企画財政課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第59号に対する細部説明を求めます。福祉課長。

(福祉課長、議案書により細部説明)

○議長(鈴木宏始君) 続いて、議案第60号から議案第63号に対する細部説明を求めます。上下水道課長。

(上下水道課長、議案書により細部説明)

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) これより午前11時20分まで休憩いたします。

(午前11時01分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午前11時20分)

○議長(鈴木宏始君) 休憩前に引き続き、提案理由に対する細部説明を続行いたします。報告第1号、報告第2号に対する細部説明を求めます。企画財政課長。

(企画財政課長、議案書により細部説明)

○議長(鈴木宏始君) 続いて、報告第3号に対する細部説明を求めます。上下水道課長。
(上下水道課長、議案書により細部説明)

○議長(鈴木宏始君) 続いて、報告第4号に対する細部説明を求めます。企画財政課長。
(企画財政課長、議案書により細部説明)

◎議案の上程(発委第1号)

○議長(鈴木宏始君) 次に、日程第19、発委第1号に対する提案理由の説明を求めます。放射能対策特別委員会委員長、佐藤富男君。

○放射能対策特別委員会委員長(佐藤富男君) それでは、議員発議第1号「西郷村子ども診療所等誘致条例」の提案理由についてご説明を申し上げます。

提案理由につきましても、東京電力福島第一原子力発電所事故により放出されました放射性物質から西郷村の子どもたちをはじめ、村民の健康を守るために必要な甲状腺検査、内部被ばく等の早期発見、それから継続的な検査、そういったことにつきまして、しっかりとした医療体制を整えて村民の放射能に対する不安を払拭する、そしてまた、適切な治療を施していただくというようなことでの目的とした条例を今回提案したわけでございます。

このような条例は、恐らく市町村において全国でも初めての条例ではないかと思えます。ですから、本来であれば村長がこの条例案を提出していただければ私は大変うれしかったのでありますけれども、村長と私の間には放射能に対する考え方に大きな温度差があるのだなというふうに私は理解をいたしております。

私は、放射能による健康問題については、非常に深刻に捉えております。最近、福島県の県民健康調査に基づいて我が西郷村でも子どもたちの甲状腺検査が行われました。その我が村においての検査結果につきましては、平成25年2月1日現在、甲状腺検査を行った3,451人の中から約41%に当たる1,429人の西郷村内の子どもたちから結節や嚢胞が発見されました。本人はもちろん、保護者の方々の心情は大変なものがあるかと考えております。

しかし、残念ながら福島県は、事故当時18歳以下だった約36万人について、20歳未満は2年に一度、20歳以上は5年に一度、生涯にわたり甲状腺検査を続ける計画だということでもあります。

甲状腺がんは、死亡につながるケースが比較的少ないと言われております。だからといって安心することはできない。医師によっては発見できる率に違いが出てくるし、放っておくと悪性になる可能性もあると指摘されております。

甲状腺がんは生存率も高く、治療も有効なため、がんの中ではかなりおとなしい部類だということでもあります。そして、この甲状腺がんは情報戦だと言われております。早い段階で有効な治療法を発見することが肝要になると指摘されております。

大半の甲状腺がんは、進行がゆっくりで治療効果が高いと言われております。子どもたちの病気を阻止し、健康相談、健康状態の把握、疾病の早期予防、早期発見、早期治療こそが最も大事なのであります。

西郷村の最大の財産であります子どもたちの健康を徹底的に守っていく、保護者の皆様の精神的な不安を一刻も早く取り除いていくんだというためには、いつでも身近なところでいもらえる、また、相談のできる診療所、病院、お医者さんが必要なのであります。

甲状腺検査のために、遠くの福島県立医大やひらた病院まで行かなければならないような事態は一刻も早く解消しなければなりません。それこそが安心・安全な村づくりの基本であります。

なお、本条例の中には、土地の取得や建物の取得に対する100分の30の奨励金や、雇用に対する1人当たり10万円の奨励金を3年間続けるというものも盛り込んでおります。また、村内において開設した開業医に対して、各5,000万円を限度とした開業資金、運営資金、設備資金貸付金制度も盛り込んであります。

これらの優遇措置が村民や子どもたちの健康を守るために必要かどうかは皆様の価値観にお任せすることしかありませんが、今福島県から医師が流出しているという状況を鑑みるときに、西郷村に病院を誘致するという事は並大抵のことではありません。しかし、命こそかけがえのないものであります。家族に病人が1人出ただけでも家族の心労ははかり知れませんが、生活基盤も根本的に失われてしまいます。

本条例が満場一致で採択されましたら、私も病院誘致に全力で奔走しますから、村長、執行部も、プロジェクトをつくるなど積極的に病院誘致に行動されますことを心から願い、提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議よろしくお願いたします。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤議員、ちょっとすみません。

○放射能対策特別委員会委員長（佐藤富男君） 一部訂正をさせていただきます。

冒頭、私、議員発議と申し上げましたけれども、委員会発議ということに訂正させていただきます。よろしくお願申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 以上で説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木宏始君） これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前 1 1 時 3 2 分）

